

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 1 1 月 定 例 会 会 議 録				
1 日 時	令和元年11月21日(木) 午後2時から3時25分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	清水 隆			
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委員 金井 裕
	三	委員 安田美詠子	四	委員 久保田篤正
			五	委員 加藤潤一
5 欠席した委員の氏名	なし			
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会11月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会10月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。			
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の安田委員にお願いする。			
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、議案が4件であるが、追加提出議案として、教委議案第53号「デーノタメ遺跡の保存及び活用について」の1件を加えての審議としてよいかお諮りする。 また、本日の教委報告第53号については人事に関する案件、教委議案第50号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： 教委議案第53号の追加審議及びその他の各案件について、非公開で審議することに決する。			
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項について			

<p>(1) 教委報告第52号「令和2年北本市成人式開催概要について」</p>	<p>てお願いする。</p> <p>原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第52号から第54号までの3件である。</p> <p>清水教育長： まず、教委報告第52号「令和2年北本市成人式開催概要について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委報告第52号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第52号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 式の運営に関する前年との変更点について、全て実行委員会が提案してきたものか確認する。</p> <p>平井生涯学習課長： 実行委員会の提案のほか、市長の意向についても確認したものとなる。</p> <p>大保木委員： 「来賓祝辞」のうち、県議会議員及び衆議院議員の祝辞について、今回より省略となる模様だが、お二方の祝辞は内容がよくまとめられ、聞くのを楽しみにしていた部分もある。このことは、事前に伝えてあるものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 招待状の中で、今回より紹介のみとさせていただく旨、ご案内したところである。</p> <p>大保木委員： 令和3年以降の開催に際し、実行委員会の考え方が変わった場合は、対応もその都度変わるものか。</p> <p>平井生涯学習課長： そのとおりである。</p> <p>大保木委員： これまでの式の趣旨に賛同し、新成人に祝辞を述べたいという来賓の方々の気持ちを考えた場合、少し残念な対応にも感じるが、実行委員会の考えによるものであれば、了解とする。</p> <p>金井委員： 今回の実行委員会及び市長の考え方に関し、もう少し詳しく説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： 実行委員会に対し、昨年の式の様子をビデオで確認してもらったところ、「式に要する時間が長いこと」、「その後の「集合写真」にも相当の時間を費やしていること」、の2点について意見があった。このため、式全体の時間配分の見直しを図り、今回の対応に至ったものとなる。</p>
---	--

また、「集合写真」を出身校別に撮影するに際し、各校の人数に差があることから、今回より、市広報紙への掲載用として1枚撮影するものとしたほか、地元工場となる関東グリコ(株)にも協力いただくことについて、実行委員会より提案があったものとなる。

金井委員： 市長からの意見等はあったものか。

平井生涯学習課長： 今回の実行委員会意見を伝え、確認と了解をいただいたものとなる。運営に関しては、実行委員会に一任する旨の意向であった。

清水教育長： 実行委員会意見を尊重し、今回の変更となるものである。

金井委員： 関東グリコ(株)にも色々のご協力いただくことから、実行委員会と担当課で連携の上、「官民連携による運営」として、マスコミ等へPRすると良いと思われる。

平井生涯学習課長： 運営の詳細な部分が確定次第、マスコミ等へのPRを行う。

金井委員： 他の自治体においても、同日に開催することが予想されることから、早めの対応をお願いする。

加藤委員： 関東グリコ(株)への協力依頼に関し、実行委員会で提案があったことは良いことだと思う。

追加意見となるが、来賓として、自治連会長やコミ協会長などの地域関係団体の代表者を招待していることから、ここに、市PTA連合会会長も加えることの検討をお願いする。

これからは、小・中学校の親世代の活躍も必要と考えられるため、地域活動に関心を寄せていただく機会づくりとして、こうした式に招待することの提案をするものである。

平井生涯学習課長： 次回の開催に際し、いただいた提案を実行委員会へ報告の上、検討する。

大保木委員： 一部の主催者や来賓について、あいさつを省略し、紹介のみとする予定だが、その際の動きはどのようになるものか。

平井生涯学習課長： 司会が名前を読み上げたあと、後方に位置する新成人の席の方へ、振り向いていただく流れとなる。

大保木委員： 運営の工夫について、実行委員会で色々考えることは意義あるものだが、式全体の骨組を考えた場合、今回のように大幅

にあいさつを省略化することの判断を、若い世代に一任してしまうことは、あまり好ましくないと考えられる。

招待者の立場を尊重することも大切であり、こうした部分の判断を全て任せてしまうと、毎年対応が異なって、一貫性がない運営となることも予想される。

平井生涯学習課長： いただいたご意見について、実行委員会に伝える。

清水教育長： 当該式の運営については、市・教育委員会・実行委員会の3者で当たることから、事務局においては、本日提出された各意見を持ち帰り、今後の反映について検討するようお願いする。

また、変更する部分と継続する部分の見極めについても、慎重に行うよう、併せてお願いする。

— 他に意見なし —

清水教育長： 教委報告第52号については、了承とする。

(2) 教委報告第54号「エドヒガンザクラの倒壊について」

清水教育長： 続いて、教委報告第54号「エドヒガンザクラの倒壊について」、文化財保護課より、説明をお願いする。

磯野参与兼文化財保護課長： (教委報告第54号の説明)

清水教育長： 教委報告第54号について、質疑はあるか。

安田委員： 閉鎖中の「観察ルート」の再開見込について伺う。

磯野参与兼文化財保護課長： 通行の支障箇所の修繕が終わり、一部の危険箇所にはカラーコーンを設置の上、木道中央の安全が確保されたことから、現在、通行を再開している状況である。

金井委員： 根元からの倒壊となるが、主幹を撤去する上で、残す部分はどこまでとするものか。

磯野参与兼文化財保護課長： 資料の「倒壊木の処理方針」の写真の中で、赤い点線で示すとおり、木道の手前まで残す方針である。その先の細かな枝は切り刻んでチップにし、太枝は裁断して主幹の近くに集積するものとなる。

金井委員： 根元の保存に関し、注意書きや養生などの今後の対応策について伺う。

磯野参与兼文化財保護課長： 「日本花の会」の樹木医に至急診いただき、薬が出やすく

<p>6 議案審議</p> <p>(3) 教委議案第49号「北本市立栄小学校の今後のあり方に関する方針について」</p>	<p>なるような環境づくりについて相談したが、今は経過観察とすることが良いとの回答であった。腐ったところからも根が出ており、それが上手く育てば、薬が出ることが予想されるため、現在もそのままの状態とし、経過観察とするものである。</p> <p>金井委員： 残す主幹に人が乗かって、何か悪さをするような人的な悪影響が及ばないように、経過観察していることの注意書きが必要とも考えられる。</p> <p>磯野参与兼文化財保護課長： 現在、県自然学習センターの方で、経過観察に関しての説明看板を付けているが、委員のアドバイスのとおり、悪戯防止や安全対策の面からも、別途、注意喚起をしていく。</p> <p>加藤委員： 大変残念な出来事であったが、スピード感をもって保護策の検討・対応をしていることに感謝する。 本市には、こうした素晴らしい記念物等が沢山あり、それを知ってもらうことで、保護の一環として繋がっていくと思われるため、是非、多くの方へ周知・啓発をお願いしたい。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第54号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。</p> <p>原口教育部長： 教委議案第49号から第52号及び追加提出議案の教委議案第53号までの5件について、願います。</p> <p>清水教育長： それでは、教委議案第49号「北本市立栄小学校の今後のあり方に関する方針について」、原口教育部長より、説明をお願いします。</p> <p>原口教育部長： (教委議案第49号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第49号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 最終決定を行う者及びその時期について確認する。</p> <p>櫻井教育総務課長： 当該方針を教育委員会で決定したのち、関係条例の一部改正について、3月の市議会定例会へ上程する予定となる。市議会で可決となれば、令和3年度から当該校を廃止とすることが、正式に決定されることとなる。</p>
--	---

金井委員： 当該校の保護者との第2回意見交換会について、その内容に関する資料は整っているものか。

櫻井教育総務課長： 開催が直近であったことから、現在、その内容をまとめている状況である。

金井委員： 参加世帯数や主立った意見など、第2回の実施概要について説明をお願いします。

櫻井教育総務課長： 当日は、18世帯の保護者の方々に参加をいただいた。また、第2回開催の位置付けとしては、第1回開催時の提出意見のうち、回答を保留としたものに関して、あらためて回答するものとなる。

第2回では、学校統合の案に対し、決定事項であるか否かを問われたことから、現段階では案であることと、最終決定までの手続の流れについて説明した。教育委員会としては、教育環境を整えることを第一義的に、この学校統合を提案することについて、丁寧に説明させていただいた。また、その他の意見・回答としては、次のとおりとなる。

- ・「学校機能を失った後の防災拠点について」の問いに対し、「当該施設について、引き続き防災拠点として指定するよう、担当課へ要望していく」と回答させていただいた。なお、担当課においても、その意向であることを確認したところである。

- ・「条例改正が市議会で否決となった場合について」の問いに対し、「否決となった場合、現状通り学校を運営していくこととなるが、その理由等を踏まえながら、引き続き研究していく」と回答させていただいた。

- ・「学校統合以外の方法について」の問いに対しては、「人口増へ繋げるための北本団地の再生に関し、UR都市機構へ相談したが、現在のところ、そうした計画等はないとのこと」、また、「他校の一部地域を当該校へ編入させる場合、それぞれの学校に通い慣れている子供達を編入させることとなり、望ましい方法ではないこと」、さらに、「現在までの「かば桜学園」の取組を踏まえ、石戸小学校への統合が望ましいこと」と回答させていただいた。

- ・「石戸小学校の保護者への説明等について」の問いに対しては、「第1回意見交換会時の資料を用いて、同じ内容にて意見交換会を開催した」と回答させていただいた。

- ・「統合後の通学路について」の問いに対しては、「現在の石戸小学校の通学路に合流することを予定し、そこまでの白線や歩道といったハード面の整備に関して、今後調整していく」と回答させていただき、「下校時の安全確保」については、「スク

ールガードによる危険箇所への立ち会い・見守りを続けていく」と回答させていただいた。

・「統合の決定時期とその際の周知について」の問いに対しては、「3月の市議会で決定すること」、「決定に関しては市から通知することとなり、配布方法は検討中である」と回答させていただいた。

原口教育部長： その他にも、学童保育室に関する事など、学校と関係する個別の案件について、幾つかの質問等を受けた。

大保木委員： 統合の移行期間となる令和2年度の新入学児の受け入れについて、確認する。

櫻井教育総務課長： 令和2年度においても、当該校へ入学するものとなる。

大保木委員： 令和2年度はこれまで通り教育活動を続け、令和3年度に全員が石戸小学校へ移動するものと理解してよいか。

櫻井教育総務課長： そのとおりである。

安田委員： 意見交換会については、当該校の児童保護者・地域の方・未就学児保護者を対象としたものか。

櫻井教育総務課長： そのとおりである。

安田委員： 先ほど報告を受けた11月15日の第2回意見交換会の提出意見について、第1回の意見と重複する内容にも感じられたが、参加者が異なることによるものか。

櫻井教育総務課長： 第1回で回答がまとまらなかったものを整理し、第2回で回答する趣旨となったことから、取り扱う内容に重複する部分があるものとなる。

安田委員： この意見交換会については、「児童保護者」と「地域の方」の別に開催したものか。

櫻井教育総務課長： 別に開催したものとなる。但し、説明については、基本的に同じ内容としたものである。

久保田委員： 参考資料②の8番の質疑・応答に記載する「教職員人事の工夫」について、実際に子供達へ事前に知らせることは可能なものか。

坂口学校教育課長： 人事の決定に関し、子供達や保護者に直接伝えることはできないが、こうした工夫・対応を考えていることについては、伝えられるものとなる。

清水教育長： 人事に関し、教育委員会として配慮できる部分については、最大限配慮していきたいと考えている。

金井委員： 別冊資料①のP3、13番の質疑となる「学校跡地の利用」について、「防災拠点として活用していく」と回答する一方で、「老朽化した公共施設をなくし、学校跡地に一本化することも検討」と回答しているが、この部分について確認する。

櫻井教育総務課長： 今回の意見交換会については、市長部局の契約管財課職員が同席して実施したものとなり、その際に、当該職員が回答したものとなる。公共施設の再編を所管する部署となり、現段階で市の再編方針は定まっていないが、具体例として、学校跡地に公民館等の機能を持たせるなど、一つの方法として考えられることを回答したものとなる。

金井委員： 学校の適正規模に関する基本方針の策定手続から始まり、この2年間の中で、色々と細かく検討を重ねてきたと思う。

保護者の方々に対し、100パーセント納得させることは難しいことだが、今後も真摯に説明を重ねていくことが大事と考える。

また、移行期間となる令和2年度は、複式学級の編制が見込まれ、仮に、条例改正が市議会で否決となった場合、令和3年度以降に関しても、同様の学級編制が見込まれる。これらを回避するための対応策があるものか、あらためて事務局に確認する。

坂口学校教育課長： 令和2年度の新入学児については、当初5名の入学予定となっていたが、就学時健診を通じての情報では、3名の入学予定者数となる模様である。このことにより、令和2年度は1年生と2年生の組み合わせによる複式学級が見込まれるものとなる。

本市では、複式学級の担任経験がある教員がいないことから、県に対し、学校統合に伴う教員加配について、現在申請している状況である。

原口教育部長： 保護者の方々からは、今回の適正化の検討に関し、手続の開始が遅い旨のご指摘をいただいた。これまで、小規模校のメリットを最大限活かしてきたことについて、丁寧に伝えさせていただいたが、ある程度の児童数で構成されていた数年前におい

て、こうした適正化の検討を持ちかけた場合、今よりも多くの方々が反対したものと思われる。

しかしながら、今回の経験を通じ、早めにアナウンスしていくことも重要と感じたため、検討開始の判断基準について、今後、確立させていきたいと考えている。また、市内全体の学区の見直しに関しても、今後、検討を進めていく必要があると考えている。

金井委員： 検討開始のタイミングについては、その時の情勢や個人の考え方によって、捉え方も異なると思われる。

小規模校のメリットをあえて崩す必要がない中で、ここ数年での入学予定者数の極端な減少があったことから、今回の対応に遅れが生じたものとなるが、今後、適正化対象校の早めの捕捉とアナウンスを心掛けることで、トラブルを回避できるものと思われる。

また、当該校の保護者に対する今後の説明の中で、複式学級に関する質問が増えていくことが想定される。教員加配による複式学級の回避策は、人事が確定するまで確約できない策となることから、それまでの間、保護者の不安を解消するものとして、複式学級のメリットとなる部分を伝えていくことも、有効な方法として考えられる。こうした対応の検討について願います。

坂口学校教育課長： 了解した。

清水教育長： 統合に際しての心配点や配慮事項に関する意見を色々いただいた。事務局においては、これらの委員意見を十分に踏まえながら、学校教育課を中心に、今後の対応に当たるようお願いする。

大保木委員： 市議会への条例改正の提案については、市長が執り行うものか確認する。

清水教育長： お見込みのとおり、提出権は市長となる。

大保木委員： 学校統合は大きな案件であるため、密に市長と情報共有・連携を図りながら、手続を進めていくようお願いする。

安田委員： 5月の保護者アンケート時の意見と比べ、今回の意見交換会時の意見では、学校統合に対し、否定的な意見が多く見受けられるように感じた。

統合の実施判断にかかわらず、来年度の複式学級の編制は確定的であることから、保護者の方々の心配は大きいと思われる。

	<p>る。現在と今後の状況について、丁寧に説明を重ねながら、理解を得ていくようお願いする。</p> <p>先ほどの教育部長の説明にあったとおり、今後は検討開始の判断基準を確率させ、早めにアナウンスすることで、保護者や地域の方々の不安を少しでも解消できるかと思われる。また、検討手続に時間的余裕が生まれるため、混乱等も生じにくくなるとと思われる。</p> <p>金井委員： 所管課が異なるが、学校統合後の学童保育室の利用について、どのように取り扱うものか。</p> <p>櫻井教育総務課長： 担当課に確認したところ、統合先となる石戸学童保育室を利用することとなる。</p> <p>金井委員： 収容人数は大丈夫なものか。</p> <p>櫻井教育総務課長： 担当課より、受け入れられるとの回答をいただいている。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 他に意見がなければ、この方針とすることでよいか、お諮りする。</p> <p style="text-align: center;">— 反対の意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第49号については、可決する。</p> <p>(4) 教委議案第51号「北本市学習センター設置及び管理条例施行規則等の一部改正について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第51号「北本市学習センター設置及び管理条例施行規則等の一部改正について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委議案第51号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第51号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第51号については、可決する。</p> <p>(5) 教委議案第52号「北本市野外活動センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第52号「北本市野外活動センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p>
--	--

<p>管理条例施行規則の一部改正について」</p>	<p>平井生涯学習課長： (教委議案第52号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第52号について、質疑はあるか。</p> <p>金井委員： 今回削除となる免除団体に代わり、上部団体となる「北本市青少年育成市民会議」を免除団体とすることも、今後検討してみたいかがか。</p> <p>平井生涯学習課長： 今後検討する。なお、今回削除となる団体については、「単位子ども会」の数が減少していることから、解散に至ったものとなる。</p> <p>安田委員： 現在の「単位子ども会」の数について伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 現在は、石戸小学区内にある2団体となる。</p> <p>大保木委員： 新旧対照表の中では、他の免除団体の記載について省略化しているが、これらは、今回の改正とは関係なく、引き続き免除団体となるものか。</p> <p>平井生涯学習課長： そのとおりである。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第52号については、可決する。</p>
<p>(6) 教委議案第53号「デーノタメ遺跡の保存及び活用について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第53号「デーノタメ遺跡の保存及び活用について」、文化財保護課より、説明をお願いします。</p> <p>磯野参与兼文化財保護課長： (教委議案第53号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第53号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第53号については、可決する。</p>
<p>7 非公開審議</p>	<p>清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。</p>
<p>(7) 教委報告第53号「北本市青少年指導委</p>	<p>清水教育長： それでは、教委報告第53号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p>

<p>員会委員の委 嘱について」</p>	<p>平井生涯学習課長： (教委報告第53号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第53号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 青少年指導委員の活動内容について確認する。</p> <p>平井生涯学習課長： 現在、委員数は35名となり、毎月3回のペースで、木曜日の夕方頃から巡回指導を行っている。近頃は大きな問題等もなく、警察やスーパーマーケットの店長に様子を伺うような形での巡回となっている。</p> <p>安田委員： 何か問題が発生した場合、注意や指導を行うものか確認する。また、巡回時の服装について、併せて確認する。</p> <p>平井生涯学習課長： 近年、指導を行う場面がないものだが、実際に発生した場合は、注意・指導を行うこととなる。また、服装については、緑のベストと腕章を貸与し、巡回時に着用するものとなる。</p> <p>大保木委員： 今回の人事について、任命から間もなく退任となることは、何か特別な事情があつてのものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 当該人物は初めて任命したものだが、仕事の都合から、辞退するものとなる。このため、関係団体に再度推薦依頼を行い、新たな人物を推薦いただいたものとなる。</p> <p>久保田委員： 指導委員の手当等について伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 1回の巡回に際し、2,000円の手当を支給するものとなる。指導委員の全員が一斉に巡回するものではなく、4グループに分かれて実施するため、1人あたりのペースとしては、一月に1回程度のものとなる。</p> <p>安田委員： 巡回の手当以外に支給はあるものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 当該手当以外の支給はない。</p> <p>金井委員： 「北本宵まつり」の際にも巡回するものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 特に巡回は行っていない。</p> <p>久保田委員： 当該指導委員は、鴻巣警察署の「青少年補導委員」とは別となるものか。</p>
--------------------------	---

<p>(8) 教委議案第50号「教育に関する事務について定める条例議案に対する意見について」</p> <p>8 閉会の宣言</p>	<p>平井生涯学習課長： 別となるものである。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第53号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第50号「教育に関する事務について定める条例議案に対する意見について」、この案件については、原口教育部長より、説明をお願いします。</p> <p>原口教育部長： (教委議案第50号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第50号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 10月の協議会において、新組織案に対する事前協議を行ったが、我々の意見がおおよそ反映されているため、ありがたいと思う。</p> <p>金井委員： 事務局職員の定数が変わらぬまま、一つ「担当」が増えることになるが、大丈夫なものか。</p> <p>原口教育部長： 現在でも定数割れとなっている職員数の中で、新たに生涯学習課に紐付く「担当」が増えることから、せめて、定数内での人員増について願うところである。</p> <p>清水教育長： 事務局の「課」の数は変わらないものだが、所掌する事務の内容が大きくなるものである。</p> <p>大保木委員： 組織の体系に関しては、我々の意向を汲んでくれたことに感謝する。</p> <p>金井委員： 前回の機構改革の際には、10月の協議会のように、市長部局職員を交えての協議の場がなかったが、今回はそれが設けられたことで、意義ある協議と結果に結びついたものと思われる。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第50号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会11月定例会を閉会する。</p>
---	--

北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。

令和元年12月5日

教育長 清水 隆

署名委員 安田美詠子

書記 山本 一真